

地区社会福祉協議会 事務局設置事業助成要綱

1. 目 的

地区社会福祉協議会の事務局体制の整備を促進するため、事務局職員の設置費（人件費）を助成する。

2. 助成の対象

事務局職員を設置している地区社会福祉協議会

3. 助成期間

当年4月1日～翌年3月31日

4. 助成金額

1地区社会福祉協議会につき、1ヶ月15,000円を限度に助成する。

5. 財 源

東近江市社会福祉協議会会費

6. 助成申請

この助成を受けようとする地区社会福祉協議会は、毎年5月末日までに申請書（様式第1号）を東近江市社会福祉協議会に提出するものとする。6月以降の申請については、随時協議する。

7. 助成決定

申請受付後、東近江市社会福祉協議会会長が審査決定し、交付決定を通知する。

8. 助成方法

助成金は6月、9月、12月、3月の4期払いとしこれを請求月とする。

地区社会福祉協議会は請求月の末日までに、請求書（様式第2号）に支払証明書添付し東近江市社会福祉協議会へ提出する。

東近江市社会福祉協議会は、請求書の提出のあった翌月20日に地区社会福祉協議会の指定口座に振込むものとする。

9. 助成の取消

東近江市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会において助成金が目的外に使用されたとき、助成の取り消しまたは助成金の返還を求めることができる。

附則

この要綱は平成25年4月1日より施行する

この要綱は平成30年4月1日より施行する

この要綱は平成31年4月1日より施行する